

昭和二十八年一月十六日受領  
答 弁 第 一 九 号

(質問の 一九)

内閣衆質第二〇号

昭和二十八年一月十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

衆議院議員並木芳雄君提出学校給食に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出学校給食に関する質問に対する答弁書

一 小麦粉、ミルク（脱脂粉乳）の全額国庫負担を予算化することは望ましいことであるが、我国現下の財政事情からその全額を負担することは困難であるので、完全給食実施人員に対して、小麦粉については、二十七年と同様原麦の二分の一を補助し、なお、脱脂粉乳については、事情の許す限り相当の補助を実施いたしたいと考えている。

二 学校給食を恒久的な国家的施策として制度化するため、これが統一的基準を設定し、給食実施に要する経費及び物資について相当の財政的援助を規定し、もつて学校給食の振興に資することは社会一般の切望するところと思われるので、目下これが法制化につき慎重考究中である。

三 準要保護児童に対する給食費補助は、なるべく速やかに実現したいと考えている。又給食資材の免減税についても逐次その実現を期したいと努力している。

右答弁する。